

以下に該当する場合、この特例を適用できます

## 特定非営利活動法人及び公益法人等で確定申告をしていない場合

申請者が**特定非営利活動法人、公益法人等**（法人税法別表第二に該当する法人）であり、収益事業を行っていないため確定申告をしていない場合、証拠書類等並びに算定式及び基本情報について特例を適用することができる。

※事業収入には補助金、助成金、寄付金等を含めますが、継続性のない一時的に得た補助金等（建物建設のために一時的に得た補助金等）は除きます。

※法人税法別表第二に該当する法人は、こちらからご確認ください。⇒



【e-Gov法令検索】

※対象外となる「国・地方公共団体」助成金、補助金の例

- ・施設整備やIT化などの設備投資等にかかるもの  
例) ものづくり・商業・IT導入補助金等
- ・雇用の維持や人材の育成等にかかるもの  
例) 雇用調整助成金、キャリアアップ助成金等

## 追加の提出書類

以下の年間収入が確認できるもの

法人種別	年間収入の計算書類等
特定非営利活動法人	活動計算書
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

※対象月の事業収入が、基準月を含む事業年度の年間事業収入を12で割った月平均の事業収入よりも20%以上減少している必要があります。